

議案第 4 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る意見聴取に
ついて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第23条第2項の規定により市長から意見を求められたこども家庭庁設置法の
施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について、同意する旨回答する。

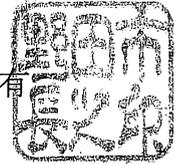
令和5年2月15日提出

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野総総第237号
令和5年2月14日

野田市教育委員会 様

野田市長 鈴木 有



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第29条の規定に基づき、下記のとおり野田市教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- (1) 野田市郷土博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

2 提案議会

令和5年第1回野田市議会定例会（3月）

3 回答期限

令和5年2月15日（水）

4 回答先

野田市総務部総務課庶務係（内線2984）



野田市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和39年野田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 野田市立こだま学園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条各号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 野田市立あさひ育成園の設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(野田市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 野田市立保育所設置及び管理に関する条例(昭和48年野田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例(昭和49年野田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(野田市児童福祉審議会条例の一部改正)

第6条 野田市児童福祉審議会条例(昭和52年野田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第5号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改

める。

(野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例(昭和60年野田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例(平成21年野田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年野田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第10条 野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例(平成29年野田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第10条各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、市長から意見を求められたことによるものである。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年野田市条例第1号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>(入園の資格)</p> <p>第 3 条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する満 4 歳(野田市立野田幼稚園にあっては、満 3 歳)に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したときから小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定(法第 <u>19 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)を受けた者の当該認定に係るものとする。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(入園の資格)</p> <p>第 3 条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する満 4 歳(野田市立野田幼稚園にあっては、満 3 歳)に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したときから小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定(法第 <u>19 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)を受けた者の当該認定に係るものとする。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。</p>